

豊岡市障害者自立支援協議会から計画策定への提言のとりまとめについて

(1) 地域生活支援の充実	
＜施設入所者の地域生活への移行＞	
課題	提案
施設入所者の地域生活への移行がうたわれているが、福祉人材の不足などがある中で、どのような地域生活を進めていくのか本市の実情に合わせた検討が必要である。	- 相談支援専門員、入所施設職員等の地域移行支援についての意識改革を行い、支援があればグループホーム等地域で生活できる施設入所者については、より自由でその人らしい暮らしが実現できるよう地域移行支援を進めていく。 - また、地域移行支援対象者について支援の状況を確認・推進するような機会を設け、推進に向けての課題解決のための仕組みづくりを行う。
＜精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築＞	
課題	提案
以下の欄のとおり	精神科医療機関からの地域移行支援については、但馬における従来のやり方（院内説明会、戦略会議、地域移行推進協議会、ピアサポーターの養成及び育成）で継続を実施していく。
＜その他地域生活支援の充実＞	
課題	提案
人材不足及び過疎化による社会資源の不足はますます深刻になることが予想される。これまでと同様の支援のあり方・仕組みではニーズが充足されず、地域生活がより困難になる恐れがある。様々な分野が横断的に繋がり、地域生活支援拠点の構築へ	地域のニーズやサービス提供状況について把握し、地域格差をできる限り抑え、誰もが安心して生活できる仕組みについて、既存の障害福祉サービスの枠に捉われずに検討する。

	向けて早急に検討していく必要がある。 グループホームには家賃助成があるが、一般住宅では家賃補助がないことから、当事者の経済的負担が大きくアパート暮らしに移行しにくい原因のひとつとなっている。	利用者にとって真に望ましい環境を考えていく必要がある。地域で住みにくい方をどう支援していくのか。ルール化されたグループホームの方が住みやすい方もいる。障害福祉だけにとらわれない多機能住宅など、豊岡型住まいのあり方を検討していく必要がある。サテライト的な住まいの形やシェアハウスの推進などは、経済的負担の軽減と孤立を防ぐ意味でも有効かと思われる。
	権利擁護の体制が充分に確立されておらず、とりわけ成年後見制度については利用が広がっていない。	地域でその人らしい自立した生活を保障するためには成年後見制度を有効活用する体制を構築していく必要がある。
(2) 福祉施設から一般就労への移行等		
	課題	提案
	就労支援も業務の範疇であるはずの「就労継続支援事業所」について、経営面や収入面の事情などから、就労可能なレベルの方を一般就労へ移行しにくい状況がある。	- 就労支援を就労系の支援者がどう考えるのか。本人中心支援、意思決定の観点からもハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携を図りながらも、希望される方に対しての就労支援を就労系支援事業所主導で考える。 - 企業に「来て欲しい」と思ってもらえる距離感や働きかけを学校や事業所間で共有する。
	就労移行支援事業所については現在豊岡市に2か所あるが、送り出した後コンスタントに利用希望があるとは限らず、事業そのものが常に不安定な運営となっている。また理由によっては3年目の利用が可能となるが、結果的に就労に至らないケースもある。	

	・就労定着支援事業所については、現在豊岡市に1か所のみ開設されている。一般就労したあとの支援であるが誰もが利用を希望する訳ではない。また事業所が少ないため、希望者が増える と支援者の手が回らなくなる。	・事業所とハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携を持つにあたり、どこが中心となるのが良いのか検討したうえで体制を整える。 ・就労定着支援について、事業の必要性を市としてどう考えるかを検討。必要と感じる場合は事業所数が増えるようにアプローチすることも必要である。
	・但馬の現状として公共交通機関の問題もあり、バスや電車等乗り継ぎを必要とする場合は更に通勤を困難にさせている（選択肢に制限がかかる）場合がある。	
	・離職された方の中には、一般就労先への強い不安があり、すぐには就労に向かえない人もいる。	・対象者の心身の状態に合わせて、段階的な支援が必要である。 ・障害当事者を職員として雇用することも一つの雇用の形。
(3) 障害児支援の提供体制の整備等		
	課題	提案
	・ひとり親家庭（特に母子）は経済的支援だけでなく、親自身のサポートが必要な家庭が増えてきている。	・親だけの力ではなく、みんな（地域）で育てていくという意識づけが必要。
	・「恥ずかしい」といった気持ちから、子育てを周りに頼る事ができず、抱え込む家庭が絶えない。	・「地域で育つ（見守られる）事は、悪い事や恥ずかしい事ではない」という認識が持てるようになれば、手放す気持ちが生まれ、離れて息抜きが出来る時間が確保される。親子でイベント等へ参加して、保護者が気分転換できる機会を設ける。
	・集団登下校が難しい児童は保護者責任になっており、外部の支援がない。	・集団登下校に関して、教育機関とも連携しながら支援できる仕組み作りを検討していく。
	・放課後の過ごし方について、放課後児童クラブや放課後等デイサービス、地域活動支援センター等受け入れ先が増えているが、	・放課後等デイサービスの数としては国の基準を満たしており、以前に比べると充足しているとも言える。児童の特性や家庭の実情、親

	同時に利用希望者も増えていることから望みどおりの利用ができない家庭もある。	子の愛着形成など必要性を鑑みて、サービス依存にならないような働きかけが必要。
	・医療依存度の高い児童への関わりの実態が十分に把握できていない。	・医療依存度の高い児童・保護者に対する多機関連携による支援体制の検討(フォーマルサービス・インフォーマルサービスを含め、孤立化しないつなぎ)が必要。
	・平時・非常時の情報や体制もシステム化されていない。	・平時・非常時の情報や体制整備(行政が中心となり支援者を支える体制やしきみづくり)の検討
	・幼少期のセルフプランについては解消に向けて検討していく必要がある。	
		・生活する力をしっかり身につける関わり支援が必要(お金・時間・入浴など)。
(4) 相談支援体制の充実・強化等		
	課題	提案
	・相談支援専門員のマンパワー不足により、児童のセルフプランが増加している。そのため、対象児を客観的に捉え伴走支援できる体制が不十分である。	・通所の事業所中心に支援体制が確立しているケースはセルフプランに移行し、より必要度の高い方にケースを優先的に相談支援できるよう調整が必要。
	・児童の要支援家庭のケースについても、相談支援がつきにくい状況にある。	・ライフステージが変わる節目などでセルフプランの利用者が情報不足で困らないような相談窓口や必要な情報が届く工夫を行う。
	・通院支援等に関わる人材不足もあり、相談支援専門員の役割が増加し、結果相談支援の新規ケースを受け入れがしにくい状態にある。	・ガイドヘルパーや体調報告書などを活用し、相談支援以外での相談員の役割を軽減する。
	・介護保険対象外の高齢障害者も増えてきている。	・障害者の相談支援専門員と高齢者の居宅介護支援専門員との連携を密にし、お互いの制度への理解、スムーズな移行ができる体制づ

		くりをしていく。 ・居宅介護支援事業所（介護）にも指定特定相談支援事業所（障害）の指定取得を促していく。
	・一人相談員の事業所では、相談員の緊急時にケース対応が滞る可能性がある。	・一人相談員の事業所のバックアップ体制づくりを検討していく。（地域生活支援拠点整備を含む）
	・一人相談員の事業所や経験の浅い相談員を支えあえる体制が必要。	・困難ケース等へは、主任相談支援専門員の派遣等を積極的に活用していく。
(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
	課題	提案
	・サービス管理責任者の研修のシステムが変わったが、県の研修体制から希望者全員が受けられる体制にない。そのため事業所としてサービス管理責任者が配置できない等のリスクを背負う確率が高くなった。	・サービス管理責任者研修等業務上必須となる研修を但馬圏域で開催出来るよう検討する。
	・日々の業務に終始するため研修に出る機会が少なく、新たに福祉の業務に就かれた場合、就労先の“やり方”が全てとなり支援に対する問題にも気づきにくく新たな支援も取り入れにくい。 ・職員離れが加速する中、職員の価値観で対応してしまっている日々の業務に対して注意できず、支援スキルの向上が図りにくい状況がある。	・質の向上は各法人の問題とは言うものの、不利益を被るのが利用者であることから、サビ管研修のシステム理解、加算に対する知識向上、支援スキル向上、本人主体の個別支援、その他現場に不足する知識等を市全体の問題として理解し支援する体制を作る。
	・令和4年度より法人内に虐待防止委員会を設置することは義務付けられているが、形骸化していく恐れがある。	・虐待防止委員会が形骸化しない様、連絡会等の仕組みを作り、市も関われるようにする。
(その他)		

課題	提案
・入浴支援の出来る生活介護の事業所を増やしていく必要がある。	
・サービス等利用計画案の中で、福祉の人材不足等から本来必要なサービスが位置付けられていないケースがある。給付決定されてもサービスの不足により受けられない事が分かっているまたは当事者の混乱を防ぐためなどと考えられるが、不足しているサービスが把握できない。	・相談支援専門員の認識を統一し、本来必要なサービスを位置付ける。
・ヘルパーが不足している。	・社会全体の中で不足しているサービスについて、専門知識や資格が無くてもできる生活支援については、ヘルパー以外の担い手を育成し雇用を推進する事により新たな障害就労の形をつくる。
・児童が18歳に達した時のサービスについて、同じような量的・質的サービスの利用が可能か。高等部卒業のタイミングで悩む家庭が多い。	
・地域移行を進めるうえで、退院後の生活をイメージできる場がない。	・自立訓練センターにあるような体験の場を設ける必要がある。
	・身体的な介助が不要な場合でも、保清の声掛けが必要なケースがある。「出来たつもり」の場合があるため学童期からのかかわりが必要。